

小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書

今年3月13日未明に発生した札幌市の認知症グループホームの火災は、入居者7名が亡くなるという大変悲惨な結果となった。

以前にも平成18年に長崎県大村市、平成21年には群馬県渋川市で、同様の火災により多くの犠牲者を出した。

政府は、平成18年の長崎県大村市での火災を受け、平成19年6月に消防法施行令を一部改正し、認知症グループホームにおける防火体制の強化を図り、また、平成21年度からは、厚生労働省も既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業として、スプリンクラーを設置する施設に対し交付金による措置を行うなど対策を進めてきた。

しかし、今回札幌で火災が起こった施設は、面積がスプリンクラー設置基準である275平方メートルに満たない施設であるが、こうした小規模施設は少なくなく、一方で、国の基準には違反していなかったものの当直者が1名のみであったため、介護職員の人員配置基準そのものの問題も指摘があったところである。

よって、国におかれては、防火体制の強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 275平方メートル未満の施設も含め、すべてのグループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること。
- 2 小規模グループホームにおける人員配置基準を拡充するとともに、それによる利用者及び事業者の負担が過重にならないよう介護報酬の引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月17日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣